

独立行政法人経済産業研究所 中期計画（第4期）

＜基本的考え方＞

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、平成13年4月の発足以来、大学、関係行政機関、産業界、NPO等から幅広い英知を結集するためのネットワーク型の研究体制を構築し、中立的・客観的な立場からの理論的・実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の立案に寄与するとともに、その成果を普及して、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図ってきた。また、その活動の各プロセスにおいて政策担当者と頻繁に意見交換を行い、研究や成果普及を政策志向のものとするとともに、政府統計や独自に収集するマイクロデータを最大限活用し、他に類を見ないエビデンスに基づく研究に注力してきた。その結果、第3期中期目標期間においては、その研究論文は質量ともに大幅にレベルアップし、「知のプラットフォーム」として国際的に高い認知度を得るに至っており、またその成果は、政府の成長戦略の基礎データとして利用されるなど、政策の企画・立案に広く活用されている。

研究所の第3期中期目標期間が終了する時点において、我が国においては、少子高齢化に伴う人口減の深刻化、技術革新がもたらす第4次産業革命、TPP等の経済連携の深化やグローバルなルール形成競争の進展といった経済社会の「地殻変動」が急激に進展している。このような変化に対応するため、第4期中期目標期間においては、研究所は、その強みを活かして、AI関連研究を含めて分野横断的な課題に取り組むとともに、実態に迫る分析を実施することで、多様化・複雑化した課題への対応策を提言する。また第3期中期目標期間までに培ってきた「知のプラットフォーム」としての国際的な認知度を更に高め、米・欧・アジア等各国の研究機関、大学等との連携を深めて、世界の最先端の政策研究を積極的に取り込むことなどにより、経済産業政策の立案等に貢献する。そして、これらを効果的に実施するため、経済産業政策との連携を一層強化するとともに、中長期的な観点から調査・研究等を実施するための研究マネジメント体制・予算執行管理体制を整備する。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 調査・研究・政策提言・資料統計業務

(a) 経済産業政策の重点的な視点の反映

研究所は、変化の激しい経済産業政策の課題に臨機応変に対応できる研究体制を維持しつつ、経済産業政策の立案への寄与を一層高めるべく、産業構造審

議会で示された「経済産業政策を検討する上での中長期的・構造的な論点と政策の方向性」（平成 27 年 4 月、産業構造審議会）を念頭に、また、「日本再興戦略」等政府全体の中長期的な政策の方向性も踏まえ、以下に掲げる 3 つの新たな経済産業政策の「中長期的な視点」の下で、研究活動を推進することを求められており、第 4 期中期目標期間において取り組む研究は、これらの 3 つの視点を反映したものとする。

<中長期的な視点>

- I 世界の中で日本の強みを育てていく
- II 革新を生み出す国になる
- III 人口減を乗り越える

(b) 研究プログラムの設定

経済産業政策がカバーしている通商政策、産業政策、経済政策など幅広い政策分野を念頭に、経済産業政策の 3 つの「中長期的な視点」を反映した研究を行い、かつ、きめ細やかに研究の進捗状況の確認や研究ニーズの変化に対応ができるよう、国際経済、地域経済、労働経済、生産性、技術等 10 程度の研究分野を設定する。

個々の研究分野を「研究プログラム」と呼び、各研究プログラムの下で、複数の研究プロジェクトを実施する。具体的な研究プログラムは、毎年度の年度計画策定時に、経済情勢や経済産業省の政策ニーズ等の変化を勘案して、研究プログラムとしての適切性を検証した上で、理事長・理事・所長等をもって構成する運営会議での審議を経て決定し、年度計画で具体化する。

各研究プログラムに、当該研究プログラムに属する研究全般の管理を担うプログラムディレクターを置く。また、必要に応じて、プログラムディレクターを補佐するプログラムサブリーダーを任命する。

(c) 研究プロジェクトの設定

調査・研究は、研究プログラムの下に、経済産業政策の中長期的な視点を踏まえた「研究プロジェクト」を設定して実施する。

各研究プロジェクトは、経済産業省における政策ニーズ等を踏まえつつ、研究所の理事長、所長等で構成される運営会議において決定する。研究プロジェクトの立ち上げの際には、経済産業政策の中長期的な視点に沿った研究であることを確認するとともに、経済産業政策とのリンケージ（期待される貢献の内容）について議論するため、政策実務者も招いてブレインストーミングワークショップ（BSWS）を開催し、研究計画について議論する。当該研究計画にお

いて「政策的目標」、「期待される効果」、「スケジュール」等のロードマップを明確かつ可能な限り定量的に定めることとする。

また、評価指標に対応して、特に以下のような取組を進める。

- ・BSWSの開催に当たっては、経済産業省等の政策実務者に2回以上開催案内を行うとともに、コンサルティング・フェロー（CF）や関連する分野に知見のある政策実務者に対して個別に参加を働きかける。
- ・研究員の業績評価や研究プロジェクトの改廃に当たり、政策実務者との意見交換や政策実務者の参画の程度を考慮する。

(d) 研究プロジェクトの実施・管理

各研究プロジェクトは、当該研究プロジェクトのプロジェクトリーダーが、当該研究プロジェクトの属する研究プログラムのプログラムディレクターの助言・指導を受けつつ、責任を持って実施する。研究プロジェクトの設置期間は各研究プロジェクトの性格によっても異なりうるが、1年間ないし2年間を標準的な期間とする。

各研究プロジェクトの成果となるディスカッションペーパー（DP）等は、政策実務者も招いたDP検討会等の内部レビュープロセスを経た上で、原則公表する。

各研究プロジェクトの研究計画に記載するロードマップの進捗状況を定期的を確認するとともに、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を、研究計画の見直しに反映する。

また、第3期から設置している「外部諮問委員会」（国内外の大学、産業界等の外部の有識者で構成）で、研究テーマの適切性や進捗状況、成果の検証等について、助言を得て、研究プロジェクトの追加等に反映する。

また、評価指標に対応して、特に以下のような取組を進める。

- ・DP検討会等の開催に当たっては、経済産業省等の政策実務者に2回以上、開催案内を行うとともに、コンサルティング・フェロー（CF）や関連する分野に知見のある政策実務者に対して個別に参加を働きかける。
- ・政策実務と政策研究を橋渡しする上で重要な役割を果たすことが期待されるCFとして、研究マインドのある有為な人材を積極的に登用する。
- ・適切なインセンティブの付与等を通じて、査読付き英文学術誌等への投稿・採択を研究員等に奨励するとともに、業績評価に当たって勘案する。
- ・DP等の研究成果が査読付き学術誌等に掲載された際には、できる限りウェブサイトに表示する。
- ・「外部諮問委員会」からの助言等を、研究所全体で共有し、研究活動等に活用しやすくする。

(e) 分野横断的な分析・研究等の実施

人口減や第4次産業革命への対応など、課題が多岐に亘りながらも相互に関連している研究対象については、分野横断的に研究を実施する。他方、課題が高度に専門化している分野については、良質なデータや最新の理論に基づいたきめ細かな研究を実施する。

特に、分野横断的な研究として、AI関連研究プロジェクトを実施する。以下に示す様々な観点からAI等の普及による経済、社会、法制度等への影響と課題を調査・分析するとともに、研究プログラム横断的なシンポジウム・セミナー等の開催を通じて国内外研究者をネットワーク化し、世界に先駆けた「AI等に関する社会科学研究拠点」を目指す。

- ・雇用システムをはじめとした人工知能が社会に与えるインパクト
- ・人工知能の需要、法的問題
- ・人工知能の活用の試行

あわせて、経済社会が多様化する中、研究所がこれまで蓄積してきた強み（政府統計をはじめとする大規模なマイクロデータ、独自に構築したデータベース等を活用した生産性等についての実証分析の遂行能力の高さ等）を最大限活かし、より実態に迫る分析に重点的な資源配分を行うことで、民間研究機関との差別化を明確にするとともに、国内外を問わず、他の研究機関では困難な研究を遂行する。

さらに、経済産業政策史の編纂に向けて、資料収集等を着実に進める。資料収集においては、課題の明確化を行い、また編纂スケジュールの具体化や執筆体制の検討等を実施する。

(f) 経済産業省への政策提言を効果的に行うための取組

経済産業省との間で調査・研究の企画段階から成果の評価までを共有する取組を一層充実させることを目的として、経済産業省からの求めに応じ、随時、研究所が有する強みの一つである研究者ネットワークの中から、マクロ経済や国際経済などの政策分野の「研究者リスト」を作成し、提示する。当該リストを元に、中堅・若手の優れた研究者と経済産業省の課室長ないし課長補佐級の政策実務者との意見交換・議論の円滑化を図り、交流の活発化に努める。

また、経済産業省からの相談・問い合わせ等に対応するアクセスポイントとして中堅・若手の常勤研究者等から「政策アドバイザー」をマクロ経済や国際経済などの経済産業省の政策に関連した研究領域ごとに指名する。そして、経済産業省において政策分野毎に特定された課室の課室長ないし課長補佐級の政策実務者が、政策アドバイザー等を通じてプログラムディレクターやプロジェ

クトリーダーを始めとする研究者と議論を行い、その結果を研究プロジェクト決定の際の検討材料として活用する等、双方が一体となって最適な経済産業政策の立案に取り組むことを促進する。

さらに、経済産業省に対して「政策アドバイザー」というアクセスポイントがあることを積極的にPRし、量的・質的に経済産業省とのコミュニケーションを深める等、効果的な連携の方策について随時検討を行う。

また、評価指標に対応して、特に以下のような取組を進める。

- ・白書担当課室に対して研究成果やデータ提供を行うとともに、意見交換の機会を設ける等を通じて、ニーズの把握に努める。また、経済産業省等の審議会・研究会等において研究成果が活用されるよう、審議会・研究会等の関係者との連携等を図る。
- ・経済産業省等の政策実務者に対し、エビデンスに基づく政策研究が重要であるという意識をもつよう、更なる働きかけ等に努める。
- ・研究員に対する政策マインドの醸成に努めるとともに、研究員等の業績評価に当たり、政策実務者との意見交換や政策実務者の参画の程度を勘案する。

(g) 資料統計業務

調査・研究を支えるため、政策分析用の資料収集、統計データの整備・管理を実施する。具体的には、産業生産性データベース（JIP）、都道府県別産業生産性データベース（R-JIP）、アジアの産業別名目・実質実効為替レート等のデータベース等について、提供情報の拡大等さらなる統計データの拡充を行うとともに、研究所が実施したアンケート調査等の開発データセットの第三者利用の円滑化を図り、さらに、比較可能性等の面での海外データとの連携を視野に入れ、経済産業省、政策研究者等にとって有益となる統計データ等の整備を実施する。

(h) 研究ネットワークの拡大

調査・研究を国際的に高い評価につながる水準で行うため、設立以降約15年間の蓄積で得られた研究ネットワークを、分野横断的な研究であるAI関連研究プロジェクトで大学、産業界から幅広く専門家を集める等により拡大するとともに、新しい研究分野の人材発掘、若手研究者の積極的登用、海外からの客員研究員の招聘等を通じて新陳代謝を図る。

さらに、グローバルな視点や現実の経済的・社会的状況を踏まえた研究成果を創出して政策提言につなげるべく、国内外の民間研究機関の研究者、企業の実務者等との連携を、共同研究や共同ワークショップの開催等を通じて強化し、その知見を取り入れる。

(2) 成果普及・国際化業務

(a) 成果普及業務

調査・研究の成果やそれに基づく政策提言等の普及を、広く一般に対して効果的・効率的に実施する。

具体的には、シンポジウムやセミナー、**BBL** セミナー等を開催する。特に、第4期中期目標で重点的に実施するとされた分野横断的な研究については、専門の異なる研究者同士の健全な緊張感を醸成し、知識の融合化や新しい着想からの研究テーマ発掘などにも資する、研究プログラム横断的なシンポジウム、セミナー等を開催する。

ウェブサイトについては、研究論文やイベント結果の掲載に加え、タイムリーな政策提言をするコラムや特別企画等による内容の充実を図ることにより、訴求力を高め、利用度の向上を図る。また、電子メールでのニュースレターに加え、分野毎に研究論文等の新着を知らせるサービスにより利用者の利便に資するとともに、**SNS**（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用などにより利用者の裾野拡大に努める。広報誌は、研究所の研究成果をコンパクトにわかりやすく発信するため、タイムリーな特集の企画などを行う。

そのほか、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアも含め、様々な媒体を活用した積極的な情報発信を行い、研究所の発信力を強化する。研究員等の業績評価に当たり、マスメディア等を通じた情報発信の程度を考慮することとする。また、経済産業省内への成果普及を促進するため、省内イントラ・メールの利用、ポスター掲示等による協力も求める。

(b) 国際化業務

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「国内外の政策研究機関との連携強化を進める」とされていることを受けて、これまで培ってきた「知のプラットフォーム」としての国際的な認知度を活かして研究所の国際化を強化し、世界の最先端の政策研究を積極的に取り込むことなどにより、経済産業政策の立案等に貢献する。

そのため、理事長及び所長のリーダーシップの下で、米・欧・アジア等各国の研究機関や大学等との連携を深め、内外の研究機関等とのネットワークを活用した活動を推進する。

具体的には、海外の研究者・有識者を積極的に招聘し、国際的なシンポジウム、セミナー、ワークショップの開催をする。また、経済政策研究センター（Centre for Economic Policy Research : **CEPR**）、労働問題研究所（Institute for the Study of Labor : **IZA**）等の海外の政策研究機関とのウェブサイトの交

流を促進するため、コンテンツの充実等に努める。研究員等の海外での研究成果の発信活動の奨励をするとともに、客員研究員等の受け入れを行う。国際的な学会活動にも協力する。

(3) 業務向上の指標設定

第4期中期目標期間においては、さらなる経済産業政策への貢献を果たしていくため、「量」より「質」を重視するとともに、これまで以上にアウトカムに重点を置くこととし、以下の諸指標の達成を目指す。各年度の指標は、年度計画により定める。

(a) 調査・研究・政策提言・資料統計業務に関する定量的指標

- ・学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数を中期目標期間中に 150 件以上達成する。
- ・白書・審議会資料等における研究成果の活用件数を中期目標期間中に 210 件以上達成する。
- ・経済産業省の政策実務者に対し、政策立案過程における研究所の研究・助言等の貢献度を調査し、平均値で5分の3以上を確保する。
- ・BSWS、DP 検討会、研究成果報告会等への経済産業省等の政策関係者の参加人数を中期目標期間中に 1,100 人以上確保する。

(参考指標)

- ・内部レビューを経て公表した研究論文数
- ・研究論文の外部レビューによる学術的水準
- ・研究論文の引用件数
- ・政策アドバイザーを始め研究者等が対応した経済産業省等の政策関係者からの相談・問い合わせ件数
- ・各データベースの利用件数

(b) 成果普及・国際化業務に関する定量的指標

- ・公開で実施するシンポジウム、セミナー等の開催件数を中期目標期間中に 48 件以上確保する。
- ・全論文のダウンロード総数を中期目標期間中に毎年 80 万件以上確保する。
- ・マスメディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等）での取り上げ件数について、中期目標期間中に 280 件以上確保する。
- ・シンポジウム・セミナー等に参加する海外の識者の数、海外の政策研究機関等のウェブサイトの相互掲載件数を合わせて中期目標期間中に 550 件以上確保する。

保する。

(参考指標)

- ・研究成果に基づく書籍の刊行
- ・研究プログラム横断的なシンポジウム、セミナー等の開催
- ・シンポジウム（コンファレンス）、BBLセミナー等に対する参加者の満足度

(c) 定性的指標

- ・中長期的な経済産業政策課題の解決のため、理論的・分析的な裏付けのある斬新な政策提言ができたか。
- ・研究所の研究成果・提言内容・助言等が政府の意思決定・政策立案に影響力のある文書や有識者間での政策論争に用いられたか。
- ・中長期的な経済産業政策課題の解決に資する政策研究・政策提言を行うというミッションを逸脱し、研究自体が自己目的化していないか。
- ・経済産業政策立案プロセスに寄与する質の高い研究成果をあげるため、研究所内のマネジメントをどのように見直したか。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

上記1に記した、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置をとり、研究所が世界レベルの研究を推進していくために、必要な常勤研究員・スタッフの充実を図る等組織体制及び研究環境を整備する。

(1) 組織体制の充実

- (a) 年度計画で定める研究プログラムそれぞれに、当該研究プログラムに属する研究全般の管理を担うプログラムディレクターを任命する。また、必要に応じてプログラムサブリーダーを任命する。
- (b) 3つの中長期的な視点に限らず、経済産業省からの多種多様な相談に乗るアクセスポイントとして、「政策アドバイザー」を中堅・若手の常勤研究員等から指名し、経済産業省の政策実務者が研究所の知見を活用できる体制を整える。
- (c) 様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、より継続的に専門性を深めることができるよう、研究者や職員の雇用の安定やキャリア形成に配慮した人員配置を行う。また、ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の取得や超過勤務の解消を目指す。

(2) 業務の効率化

第3期中期目標期間に引き続き、第4期中期目標の期間中、運営費交付金によって行う事業について、人件費を除く一般管理費は、毎年度平均で、前年度比3%以上の効率化を図り、①調査・研究・政策提言・資料統計業務及び②成果普及・国際化業務に係る人件費、退職手当を除く業務費は、新規追加・拡充部分を除き、毎年度平均で、前年度比1%以上の効率化を図る。

(3) 人事管理の適正化

経済産業政策の立案を支える研究所の研究及び普及業務に対するニーズは、より複雑化する経済情勢を踏まえると今後も増大することが見込まれる。こうした要請に応じて研究所の役割を果たすため、必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮して適正化に努めるとともに、その合理性・妥当性も含めて対外的に公表する。

また、有期労働契約から無期労働契約への転換については、政府の要請等も留意しつつ、労働法制の遵守に努める。

(4) 適切な調達の実施

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

(5) 業務の電子化

電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、業務の効率化に資するネットワーク環境の充実等についても検討を進める。また、研究成果や研究所の有する統計データ等をユーザーフレンドリーな形で積極的にホームページに公開する。

(6) 財務内容の改善

研究所は、経済産業政策に貢献する研究・政策提言を行う研究機関であることから、財政基盤を公的資金に依拠することを基本とする。ただし、資金使途は有効か、使途の透明性が確保されているか、不必要な固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、本来得られる収入機会を逃していないか、といった視点から交付金の効率的な使い方に努めることとする。

(a) 適切な執行管理

研究プロジェクトごとに研究計画で記載したロードマップの進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行う等、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を構築する。

(b) 外部資金の獲得について

官民からの受託事業費や競争的資金については、研究所のミッションに合うもの、他の研究とのシナジー効果のあるものについて前向きに検討する。出版物にかかる監修料収入の拡大等により、自己収入の確保に努める。

(7) 内部統制

中期目標で示された内部統制の充実に向けた目標を実現するため、以下の方策を実行する。

- (a) 理事長、所長等で構成される運営会議、正副ディレクター会議、各グループの会議を原則毎週開催する等により、法人のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるようにするとともに、法人のマネジメント上必要な情報やデータを組織内で収集・共有し、理事長まで伝達して、組織・業務運営に活用する。
- (b) 予算の執行状況について、四半期毎に理事長がチェックし、運営会議に諮る。
- (c) 計画・実施・フォローアップ監査、改善という一連の PDCA を適切に実施するとともに、役職員に対する研修を行う。

(8) 情報管理

情報公開について、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」に基づき適時、正確な情報公開を行う。

個人情報保護について、職員を対象に研修や点検を実施して、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に基づいた情報の管理・保護を徹底する。特に、多様化・凶悪化するサイバー攻撃に対しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成 16 年総管情第 85 号総務省行政管理局長通知）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の方針等を踏まえて、政府や関係機関等と脅威情報を共有しつつ、研究所においてソフトとハードウェア両面でのセキュリティ対策を継続する。

特定個人情報の取扱いに関しても、「特定個人情報の適正な取扱いに関する

ガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（特定個人情報保護委員会）に基づき、研究所が定める基本方針に沿った安全管理措置を着実に実施する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）予算

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（ $G(y)$ ）については、以下の数式により決定する。

$$G(y) = [A(y-1) \times \alpha a \times \beta(y-1)] + [B(y-1) \times \alpha b \times \gamma \times \beta(y-1)] + [C(y) + D(y-1) \times \delta(y-1)] - E$$

- ・ $G(y)$ は当該年度における運営費交付金額
- ・ $A(y-1)$ は直前の年度における一般管理費（人件費を除く）相当分
- ・ $B(y-1)$ は直前の年度における業務費（人件費、退職手当を除く）相当分
- ・ $C(y)$ は当該年度における退職手当見込額
- ・ $D(y-1)$ は直前の年度における人件費相当分
- ・ E は、自己収入における過去の実績の平均値
- ・ αa 、 αb 、 $\beta(y-1)$ 、 $\delta(y-1)$ 、 γ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

αa （一般管理費（人件費を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

αb （業務費（人件費、退職手当を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

$\beta(y-1)$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。

$\delta(y-1)$ （人件費伸び率）：人事院勧告による給与改善分を反映する。

γ （政策係数）：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、経済産業大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注] なお、人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない」と定義。

第4期中期目標期間の予算額については、必要な事務・事業の規模を反映して、別紙のと通りの予算規模に縮小して事務・事業を開始する。

（2）収支計画（平成28年度～平成31年度収支計画）

別紙参照。

(3) 資金計画（平成28年度～平成31年度資金計画）

別紙参照。

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。

4. 短期借入金の限度額

(短期借入金の限度額)

- ・ 運営費交付金の受け入れが最大3か月遅れた場合を想定して、一般管理関係類支出の約3か月分（204百万円）を短期借入金の限度額とする。

(想定される理由)

- ・ 運営費交付金の受け入れが遅延

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

※なし

6. 剰余金の使途

- ・ 調査及び研究業務の追加実施（パイロットスタディの実施）等の政策研究機関としてのパフォーマンス向上のための使途に使用。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(a)施設・設備に関する計画

※なし

(b)人事に関する計画

○方針

- ・ 業務を効果的かつ効率的に実施できるよう研究の実状及び重点化等に則した人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化を図る。

(参考1)

1) 期初の常勤職員数 49人

2) 期末の常勤職員数の見込み 68人

※平成24年に改正された労働契約法の一部を改正する法律により、平成30年度以降、有期労働契約が繰り返し更新されている非常勤職員を、無期労働契

約に転換して増加する常勤職員数を含む。

※研究職員の既存契約の調整や研究活動全般の状況等に応じて、任期付職員に限り必要な人員の追加があり得る。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

- ・中期目標期間中の人件費総額見込み 1, 696百万円

上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

また、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分や、平成24年に改正された労働契約法により、平成30年度以降、有期労働契約が繰り返し更新されている非常勤職員を、無期労働契約に転換して増加する常勤職員の人件費分は含まれていない。

(c)中期目標の期間を超える債務負担

※なし

(d)積立金の使途

※なし

(別紙)

○予 算

(百万円)

区 別	調査・研究・政策提言・資料統計	成果普及・国際化	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	3,606	849	1,193	5,648
受託収入	24	0	0	24
普及業務関係収入	0	9	0	9
計	3,630	858	1,193	5,681
支出				
業務経費	3,606	858	0	4,464
うち人件費（常勤役員・職員）	1,053	248	0	1,301
業務費（人件費を除く）	2,553	610	0	3,163
受託経費	24	0	0	24
一般管理費	0	0	1,193	1,193
うち人件費（常勤役員・職員）	0	0	395	395
一般管理費（人件費を除く）	0	0	798	798
計	3,630	858	1,193	5,681

[人件費の見積り] 運営費交付金のうち、期間中総額1,696百万円を支出する。

なお、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分や平成24年に改正された労働契約法により、平成30年度以降、有期労働契約が繰り返し更新されている非常勤職員を、無期労働契約に転換して増加する常勤職員の人件費分は含まれていない。

[退職手当財源の考え方] 退職手当については、運営費交付金を財源とする。

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（ $G(y)$ ）については、以下の数式により決定する。

$$G(y) = [A(y-1) \times \alpha a \times \beta(y-1)] + [B(y-1) \times \alpha b \times \gamma \times \beta(y-1)] + [C(y) + D(y-1) \times \delta(y-1)] - E$$

- ・ $G(y)$ は当該年度における運営費交付金額
- ・ $A(y-1)$ は直前の年度における一般管理費（人件費を除く）相当分
- ・ $B(y-1)$ は直前の年度における業務費（人件費、退職手当を除く）相当分
- ・ $C(y)$ は当該年度における退職手当見込額
- ・ $D(y-1)$ は直前の年度における人件費相当分
- ・ E は、自己収入における過去の実績の平均値
- ・ αa 、 αb 、 $\beta(y-1)$ 、 $\delta(y-1)$ 、 γ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

αa （一般管理費（人件費を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

αb （業務費（人件費、退職手当を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

$\beta(y-1)$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。

$\delta(y-1)$ （人件費伸び率）：人事院勧告による給与改善分を反映する。

γ （政策係数）：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、経済産業大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注-1] 上述の予算計画（収支計画、資金計画も含む。）については、①一般管理費（人件費を除く）の効率化係数▲3%、業務費（人件費、退職手当を除く）の効率化係数▲1%、消費者物価指数±0%、政策係数±0%、人件費伸び率±0%と想定し、②受託経費、退職手当については、平成27年度の見込みが中期目標期間中同額で推移するものと想定した試算結果を示すものである。

[注-2] 人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない」と定義。

○収支計画（平成28年度～平成31年度収支計画）

（百万円）

区 別	調査・研究・政策 提言・資料統計	成 果 普 及・国際 化	法人共 通	合計
費用の部	3,630	858	1,193	5,681
経常費用	3,630	858	1,193	5,681
業務費	3,606	858	0	4,464
うち人件費（常勤役員・職員）	1,053	248	0	1,301
業務費（人件費を除く）	2,553	610	0	3,163
受託業務費	24	0	0	24
一般管理費	0	0	1,193	1,193
うち人件費（常勤役員・職員）	0	0	395	395
一般管理費（人件費を除く）	0	0	798	798
収益の部	3,630	858	1,193	5,681
運営費交付金収益	3,606	849	1,193	5,648
受託収入	24	0	0	24
普及業務関係収入	0	9	0	9
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0

○資金計画(平成28年度～平成31年度資金計画)

(百万円)

区 別	調査・研究・政策 提言・資料統計	成 果 普 及・国際 化	法人共 通	合計
資金支出	3,630	858	1,193	5,681
業務活動による支出	3,630	858	1,193	5,681
翌年度への繰越金	0	0	0	0
資金収入	3,630	858	1,193	5,681
業務活動による収入	3,630	858	1,193	5,681
運営費交付金収益	3,606	849	1,193	5,648
受託収入	24	0	0	24
普及業務関係収入	0	9	0	9

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。